

甲 第 1 9 号 議 案

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例（平成 2 1 年市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

岡山市造山古墳ビジターセンター条例（令和元年市条例第 2 6 号）

第 2 条 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表岡山市立市民会館条例（昭和 3 8 年市条例第 9 号）の項の次に次のように加える。

岡山市営火葬場条例（昭和 3 9 年市条例第 3 7 号）

第 3 条 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

岡山芸術創造劇場条例（令和 2 年市条例第 5 1 号）

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は岡山市営火葬場条例の一部を改正する条例（令和 2 年市条例第 4 5 号）の施行の日から、第 3 条の規定は岡山芸術創造劇場条例（令和 2 年市条例第 5 1 号）の施行の日から施行する。

提案理由

岡山市造山古墳ビジターセンター条例，岡山市営火葬場条例及び岡山芸術創造劇場条例を適用の対象に加えるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 0 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岡山市職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「医大卒業後」を削り、「（第1号に掲げる者にあつては、規則で定める期間を除く。）」を「、採用後」に改め、同条第2項中「大学卒業後15年」を「15年」に、「大学卒業後から」を「採用の日から」に改め、同条第3項中「による」を「により初任給調整手当を支給される職員の範囲、」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

初任給調整手当の支給期間を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 1 号 議 案

岡山市職員厚友会条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員厚友会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員厚友会条例の一部を改正する条例

岡山市職員厚友会条例（昭和 4 1 年市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 岡山市職員であつて、かつ、岡山県市町村職員共済組合の組合員である者（厚友会の規約で定める者を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他厚友会の規約で定める者

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市職員厚友会の構成員を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 2 号 議 案

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岡山市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和44年市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「住基法」という。」を削る。

第15条第2号中「交付」の次に「（次号の場合を除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 印鑑登録証明書の交付（第12条第3項の民間事業者が設置する端末機で証明書等の交付の用に供するものにより交付する場合に限る。） 1枚につき200円

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

民間事業者が設置する端末機により印鑑登録証明書を交付する場合の手数料の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 3 号 議 案

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市証明事務等手数料条例の一部を改正する条例

岡山市証明事務等手数料条例（平成12年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第27号中「第13号」を「第17号」に改め、同号を同条第31号とし、同条中第26号を第30号とし、第13号から第25号までを4号ずつ繰り下げ、同条第12号中「証明」の次に「（次号の場合を除く。）」を加え、同号を同条第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

（16）住民票若しくは戸籍の附票の写しの交付又は当該記載事項の証明（キオスク端末により交付する場合に限る。） 1通につき 200円

第2条中第11号を第14号とし、第6号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、同条第5号中「次号」の次に「及び第9号」を、「証明」の次に「（次号の場合を除く。）」を加え、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）戸籍法第10条第1項、第10条の2（同条第2項及び第6項を除く。）及び第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明（キオスク端末により交付する場合に限る。） 1通につき 350円

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同条第2号中「証明」の次に「（次号の場合を除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4）所得に関する証明（キオスク端末により交付する場合に限る。） 1通につき 2

00円

第2条第1号中「証明」の次に「（次号の場合を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (2) 租税公課に関する証明（キオスク端末（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものをいう。以下同じ。）により交付する場合に限る。） 1事項ごとに 200円

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

提案理由

民間事業者が設置する端末機により証明書等を交付する場合の手数料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 4 号 議 案

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市社会体育施設条例の一部を改正する条例

岡山市社会体育施設条例（平成7年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1西大寺武道館の部剣道場（1）剣道場（2）柔道場の款を次のように改める。

剣道場（1）	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	63円
		その他の者	1人1時間につき	105円
	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377円
		その他の者	1時間につき	629円
		スポーツ以外の使用	1時間につき	1,257円
	暖冷房設備		1時間につき	1,200円

別表第1西大寺武道館の部剣道場（1）剣道場（2）柔道場の款の次に次のように加える。

剣道場（2）	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	63円
		その他の者	1人1時間につき	105円
	専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377円
		その他の者	1時間につき	629円
		スポーツ以外の使用	1時間につき	1,257円
	暖冷房設備		1時間につき	1,100円
柔道場	個人	高校生以下の者	1人1時間につき	63円
		その他の者	1人1時間につき	105円

専用使用	高校生以下の者	1時間につき	377円
	その他の者	1時間につき	629円
	スポーツ以外の使用	1時間につき	1,257円
暖冷房設備		1時間につき	700円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

西大寺武道館の剣道場及び柔道場の暖冷房設備の使用料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 5 号 議 案

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
岡山市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項，第8条第2項並びに第16条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この条例は，令和3年6月9日から施行する。

提案理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 6 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和 3 6 年市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「，第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 1 6 条第 1 項第 1 号中「第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額（以下「基礎控除額」という。）」を「第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 0，0 0 0 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 0，0 0 0 円を超える者に限り，年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1，1 0 0，0 0 0 円を超える者に限る。）をいい，給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第 3 号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては，地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 0，0 0 0 円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め，同項第 2 号及び第 3 号中「基礎控除額」を「地方税法 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める

金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第2条中「地方税法第313条第3項」と」の次に「,「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の軽減判定所得の額を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 7 号 議 案

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市保健衛生関係事務手数料条例（平成 1 2 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(27) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 5 7 号。以下本号において「法」という。）に基づく申請に対する審査等

ア 法第 1 5 条第 2 項の規定による輸出証明書の発行 8 7 0 円

イ 法第 1 7 条第 2 項の規定による適合施設の認定（ウに掲げるものを除く。）
2 0, 9 0 0 円

ウ 法第 1 7 条第 2 項の規定による適合施設の認定（現地調査を行わない場合に限る。） 1 0, 4 0 0 円

第 2 条 岡山市保健衛生関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号を次のように改める。

(9) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 5 条第 1 項の規定による営業の許可の申請に対する審査

ア 飲食店営業

(ア) 新規の許可（（ウ）に掲げるものを除く。） 1 7, 0 0 0 円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可（（ウ）に掲げるものを除く。）

15,300円

(ウ) 臨時的営業（2日以上3月未満の営業をいう。以下同じ。）の許可 8,500円

イ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

(ア) 新規の許可 7,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 6,300円

ウ 食肉販売業

(ア) 新規の許可（（ウ）に掲げるものを除く。） 10,500円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可（（ウ）に掲げるものを除く。）
9,400円

(ウ) 臨時的営業の許可 5,200円

エ 魚介類販売業

(ア) 新規の許可（（ウ）に掲げるものを除く。） 10,500円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可（（ウ）に掲げるものを除く。）
9,400円

(ウ) 臨時的営業の許可 5,200円

オ 魚介類競り売り営業

(ア) 新規の許可 23,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円

カ 集乳業

(ア) 新規の許可 17,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円

キ 乳処理業

(ア) 新規の許可 23,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円

ク 特別牛乳搾取処理業

(ア) 新規の許可 23,000円

- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- ケ 食肉処理業
- (ア) 新規の許可 23,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- コ 食品の放射線照射業
- (ア) 新規の許可 23,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- サ 菓子製造業
- (ア) 新規の許可（（ウ）に掲げるものを除く。） 17,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可（（ウ）に掲げるものを除く。）
15,300円
- (ウ) 臨時的営業の許可 8,500円
- シ アイスクリーム類製造業
- (ア) 新規の許可 17,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円
- ス 乳製品製造業
- (ア) 新規の許可 23,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- セ 清涼飲料水製造業
- (ア) 新規の許可 23,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- ソ 食肉製品製造業
- (ア) 新規の許可 23,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- タ 水産製品製造業
- (ア) 新規の許可 17,000円
- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円
- チ 氷雪製造業

(ア) 新規の許可 23,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円

ツ 液卵製造業

(ア) 新規の許可 23,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円

テ 食用油脂製造業

(ア) 新規の許可 23,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円

ト みそ又はしょうゆ製造業

(ア) 新規の許可 17,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円

ナ 酒類製造業

(ア) 新規の許可 17,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円

ニ 豆腐製造業

(ア) 新規の許可 17,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円

ヌ 納豆製造業

(ア) 新規の許可 17,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円

ネ 麺類製造業

(ア) 新規の許可 17,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円

ノ そうざい製造業

(ア) 新規の許可 23,000円

(イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円

ハ 複合型そうざい製造業

(ア) 新規の許可 34,500円

- (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 31,000円
- ヒ 冷凍食品製造業
 - (ア) 新規の許可 23,000円
 - (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- フ 複合型冷凍食品製造業
 - (ア) 新規の許可 34,500円
 - (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 31,000円
- ヘ 漬物製造業
 - (ア) 新規の許可 17,000円
 - (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円
- ホ 密封包装食品製造業
 - (ア) 新規の許可 23,000円
 - (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円
- マ 食品の小分け業
 - (ア) 新規の許可 17,000円
 - (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 15,300円
- ミ 添加物製造業
 - (ア) 新規の許可 23,000円
 - (イ) 営業許可有効期間満了に伴う更新の許可 20,700円

第2条中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号を第25号とし、第27号を第26号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）附則第2条第1

項又は第2項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が、当該営業について最初に行う食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の営業の許可の申請（改正政令第1条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第26号及び第28号の営業の許可の申請を除く。）に対する審査の手数料については、第2条の規定による改正後の岡山市保健衛生関係事務手数料条例第2条第9号の営業許可有効期間満了に伴う更新の許可の規定を適用する。

提案理由

食品衛生法施行令の一部改正に伴い、営業の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、同法に基づく申請に対する審査等に係る手数料を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 8 号 議 案

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第10条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同項第2号及び第5号中「職員」を「従業者」に改める。

第18条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を

加える。

第23条第2項中「第31条」を「第32条」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第32条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第33条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第4項及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

5 令和3年9月30日までの間、新条例第31条第1項の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

6 令和6年3月31日までの間、新条例第26条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正に伴い、養護老人ホームにおける業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 2 9 号 議 案

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条
例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 2 条」を「第 3 2 条の 2」に、「第 5 章 ユニット型地域密着型特別養護
老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第 5 0 条—第 5 3 条）」を
「第 5 章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関
第 6 章 雑則（第 5 4 条）
する基準（第 5 0 条—第 5 3 条）
に改める。
」

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置す
る等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講
じなければならない。

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第36条第3項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（コ）を削る。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第41条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資

格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改め、同項第2号及び第5号中「職員」を「従業者」に改める。

第48条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。)」を加える。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第51条第3項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(コ)を削る。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項（新条例第49条において準用する場合を含む。）、第32条の2（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）及び第34条第3項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項（新条例第49条において準用する場合を含む。）及び第41条第4項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 5 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第 号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第5項の規定は、新条例第36条第3項第1号ア（イ）及び第51条第3項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、一部改正条例附則第5項中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項」とあるのは「この条例による改正後の岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第1項第4号ア、第46条第1項第4号ア及び第41条第2項（同条例第53条により準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。
- 6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この条例による改正前の岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第3項第1号ア（コ）又は第51条第3項第1号ア（コ）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 7 令和3年9月30日までの間、新条例第32条第1項（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人

ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正に伴い、特別養護老人ホームにおける業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 0 号 議 案

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 設備及び運営に関する基準（第5条—第35条）」を「第3章 設備及び運営に関する基準（第5条—第36条）」に改める。
第4章 雑則（第37条）」

第3条第2項を削る。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第10条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を

加える。

第24条第2項中「第35条」を「第36条」に改める。

第26条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第26条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第26条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第30条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による

掲示に代えることができる。

第35条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第36条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第37条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが

規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「第35条」を「第36条」に改める。

附則第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第9条中「第35条」を「第36条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第4項、第36条（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）及び附則第3条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第26条の2（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第26条第3項（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

5 令和3年9月30日までの間、新条例第35条第1項（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

6 令和6年3月31日までの間、新条例第28条第2項第3号（新条例附則第9条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）の一部改正に伴い、軽費老人ホームにおける業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 1 号 議 案

岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

第 1 条 岡山市老人デイサービスセンター条例（平成 9 年市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表岡山ふれあいデイサービスセンターの項から南ふれあいデイサービスセンターの項までを削る。

第 2 条 岡山市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

別表岡山市会陽の里ふれあいデイサービスセンターの項及び岡山市友楽園デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山ふれあいデイサービスセンター等を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 2 号 議 案

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護保険条例の一部を改正する条例

岡山市介護保険条例（平成12年市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「36,960円」を「39,840円」に改め、同項第2号中「51,744円」を「55,776円」に改め、同項第3号中「55,440円」を「59,760円」に改め、同項第4号中「62,832円」を「67,728円」に改め、同項第5号中「73,920円」を「79,680円」に改め、同項第6号中「85,008円」を「87,648円」に改め、同号ア中「規定する合計所得金額（）」を「規定する合計所得金額をいい、」に改め、「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加え、「）」をいう」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする」に、「125万円」を「80万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「92,400円」を「91,632円」に改め、同号ア中「190万円」を「125万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「110,880円」を「99,600円」に改め、同号ア中「400万円」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「129,360円」を「119,520円」に改め、同号ア中「600万円」を「400万円」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「147,840円」を「139,440

円」に改め、同号ア中「800万円」を「600万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「166,320円」を「159,360円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「800万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号中「184,800円」を「219,120円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 179,280円

- ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 年額 199,200円

- ア 合計所得金額が1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「22,176円」を「23,904円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「33,264円」を「35,856円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「51,744円」を「55,776円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第16条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第

6条第1項（第6号ア，第7号ア，第8号ア，第9号ア，第10号ア，第11号ア，第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは，「合計所得金額をいい，所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については，同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には，零とする。）によるものとし」とする。

2 前項の規定は，令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和2年」とあるのは，「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は，令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において，同項中「令和2年」とあるのは，「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岡山市介護保険条例の規定は，令和3年度分の介護保険料から適用し，令和2年度分までの介護保険料については，なお従前の例による。

提案理由

令和3年度分から令和5年度分までの介護保険料の保険料率を定める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 3 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9
6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 障害児入所施設及び児童発達支援センター（第 1 3 条の 2 並びに第 1 4 条第 2 項及び
第 3 項において「障害児入所施設等」という。）は、第 4 項に規定する訓練の実施に当
たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 1 3 条の 2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対す
る障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体
制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当
該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な
研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

計画の変更を行うものとする。

第14条第2項中「児童福祉施設は」を「児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

第29条第4項中「及び第69条第15項において同じ。）」を「、第69条第15項、第93条第3項、第101条第4項及び第103条第4号において同じ。）若しくは大学院」に改め、「心理学を専修する学科」の次に「、研究科」を加える。

第38条第3項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「心理学を専修する学科」の次に「、研究科」を加える。

第59条第4項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「心理学を専修する学科」の次に「、研究科」を加える。

第69条第3項中「4. 3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改め、同条第15項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「心理学を専修する学科」の次に「、研究科」を加える。

第83条第1項中「場合には、」を「場合には」に改め、「以下同じ。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引そ

の他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第83条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「，機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「，機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医，児童指導員，保育士，栄養士，調理員，児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか，日常生活を営むのに必要な訓練を行う場合には，機能訓練担当職員」に改める。

第93条第3項中「（短期大学を除き，旧大学令の規定による大学を含む。）」を「若しくは大学院」に改め、「心理学を専修する学科」の次に「，研究科」を加える。

第101条第4項中「（短期大学を除き，旧大学令の規定による大学を含む。）」を「若しくは大学院」に改め，「心理学を専修する学科」の次に「，研究科」を加える。

第103条第4号中「（短期大学を除き，旧大学令の規定による大学を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

2 令和6年3月31日までの間，改正後の第13条の2の規定の適用については，この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

3 令和6年3月31日までの間，改正後の第14条第3項の規定の適用については，この規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（職員の基準に係る経過措置）

4 令和4年3月31日までの間，この条例の施行の際現に存する改正前の第68条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については，改正後の第69条第3項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5 令和4年3月31日までの間，この条例の施行の際現に存する改正前の第69条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については，改正後の第69条第11項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

6 令和4年3月31日までの間，この条例の施行の際現に存する改正前の第83条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する改正後の第83条第2項の規定の適用については，同項中「し，そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは，「する」とする。

（岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

7 岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第6項まで」を「第5項まで及び第7項」に改め，同条の表第7条第6項の項中「第7条第6項」を「第7条第7項」に改める。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い，児童福祉施設における業務継続計画の策定の義務等を定めるとともに，障害児入所施設等に置くべき職員の基準を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 4 号 議 案

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努めなければ」を「講じ
なければ」に改める。

第5条第1項第1号中「，保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に
よる高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学
への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程
以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣
がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって，2年以上障害福祉サービスに係
る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」及び「，保育士又
は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め，同条第2項中「において日常生
活」を「において，日常生活」に，「，規則で」を「規則で」に改め，「同じ。）を」の
次に「，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，喀
痰吸引^{たん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けること
が不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又

は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第72条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第72条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第72条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第72条において同じ。）を行う場合

第5条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第72条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は

保育士の合計数に含めることができる。

第6条第2項中「日常生活」を「, 日常生活」に改め, 「, 規則で定める機能訓練担当職員を」を「規則で定める機能訓練担当職員を, 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を, それぞれ」に改め, 同項後段を削り, 同項に次のただし書を加える。

ただし, 次の各号のいずれかに該当する場合には, 看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により, 看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ, 当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し, 当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において, 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し, 当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第6条第6項中「第4項」を「第5項」に改め, 同項を同条第8項とし, 同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め, 同項を同条第7項とし, 同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え, 同項を同条第5項とし, 同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は, 児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第3項中「前項」を「前2項」に改め, 「次の各号に掲げる従業者」の次に「(第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては, 第3号に掲げる看護職員を除く。)」を加え, 同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数

第6条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第27条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第37条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第38条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第41条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第44条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第51条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第55条の見出し中「従業員」を「従業者」に改め、同条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第58条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第70条中「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第72条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、規則で定める機能訓練担当職員を」を「規則で定める機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第72条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第77条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第78条の見出し中「従業員」を「従業者」に改め、同条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第80条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第80条の3第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第80条の9中「第38条」の次に「、第38条の2」を加える。

第88条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加え、「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第89条第1項中「、第2項及び第4項、第6条」を「から第3項まで及び第5項、第6条（第3項及び第6項を除く。）」に、「第72条第1項、第2項及び第4項」を「第72条第1項から第3項まで及び第5項」に、「、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項」を「、同条第3項及び第5項」に、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項」を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第5条第5項及び第72条第5項」を「第5条第6項及び第72条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条

第6項及び第45条第2項（新条例第54条の5，第58条，第70条，第77条，第77条の2，第80条，第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 令和6年3月31日までの間，新条例第38条の2（新条例第54条の5，第58条，第70条，第77条，第77条の2，第80条，第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 令和6年3月31日までの間，新条例第41条第2項（新条例第54条の5，第58条，第70条，第77条，第77条の2，第80条，第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，この規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 令和4年3月31日までの間，新条例第44条第3項（新条例第54条の5，第58条，第70条，第77条，第77条の2，第80条，第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，この規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

（人員に関する基準に係る経過措置等）

- 6 令和5年3月31日までの間，この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項から附則第8項までにおいて「旧指定児童発達支援事業者」という。）については，新条例第5条第1項及び第6項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

- 7 令和5年3月31日までの間，旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第5条第3項及び第7項の規定の適用については，同条第3項中「又は保育士」とあるのは「，保

育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者，同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者，通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて，2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と，新条例第5条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

8 令和4年3月31日までの間，旧指定児童発達支援事業者については，新条例第6条第6項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

9 令和5年3月31日までの間，この条例の施行の際現に改正前条例第55条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については，新条例第55条第1項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

10 令和5年3月31日までの間，旧基準該当児童発達支援事業者については，改正前条例第55条第3項の規定は，なおその効力を有する。

11 令和5年3月31日までの間，この条例の施行の際現に指定を受けている改正前条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については，新条例第72条第1項及び第6項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

12 令和5年3月31日までの間，旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第72条第3項及び第7項の規定の適用については，同条第3項中「又は保育士」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者」と，同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「，保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

13 令和5年3月31日までの間，この条例の施行の際現に改正前条例第78条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」

という。)については、新条例第78条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 令和5年3月31日までの間、旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正前条例第78条第3項の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、指定通所支援の事業における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるとともに、児童発達支援事業所等に置くべき職員の基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 5 号 議 案

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第 1 条 岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 2 4 年市条例第 8 0 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努めなければ」を「講
じなければ」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号ア (ア) 中「4. 3」を「4」に改め，同ア (イ) 中「である乳
児又は幼児 (次条第 3 項第 3 号及び第 5 2 条第 1 項第 2 号において「乳幼児」とい
う。) の数を 4 で除して得た数及び障害児である少年の数を 5 で除して得た数の合計
数」を「の数を 4 で除して得た数」に，「当該合計数」を「当該数」に改め，同条第 3
項中「前項」を「第 2 項」に改め，同項を同条第 4 項とし，同条第 2 項の次に次の 1 項
を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は，学校教育法の規定による大学 (短期大学を除
く。) 若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当
する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又

はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第5条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第52条第1項第2号において「乳幼児」という。）」に改める。

第21条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第34条中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

第35条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第35条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第37条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第38条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第40条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第42条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研

修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条後段中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

(岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和4年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の岡山市指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第6項及び第42条第2項（新条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間，新条例第35条の2（新条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間，新条例第38条第2項（新条例第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，この規定中「講じなければ」とあるのは，「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 令和4年3月31日までの間，新条例第41条第3項（新条例第57条において準用

する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(従業者の員数に係る経過措置)

- 6 令和4年3月31日までの間、この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「改正前条例」という。)第4条第1項第3号ア(ア)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第4条第1項第3号ア(ア)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 令和4年3月31日までの間、この条例の施行の際現に指定を受けている改正前条例第4条第1項第3号ア(イ)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第4条第1項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)の一部改正に伴い、指定障害児入所施設における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 6 号 議 案

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 2 0 5 条」を「一第 2 0 7 条」に改める。

第 3 条第 5 項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 3 2 条中「第 3 6 条」を「第 3 6 条第 1 項」に改める。

第 3 4 条中第 4 項を第 5 項とし，第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 4 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 3 4 条の 2 指定居宅介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再

開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しな

なければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条第1項及び第2項中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第60条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条」を「第41条の2」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第196条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に改め，「，第75条」を削り，「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に改め，「，第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第150条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め，同条後段中「中「第75条第2項」とあるのは「第150条において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に，「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第150条の4中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改める。

第159条第2項第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第160条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に改め，「，第75条」を削り，同条後段中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第160条の4中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に改め，「，第75条」を削る。

第164条中第5項を削り，第6項を第5項とする。

第165条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第171条の見出し中「支援」を「支援等」に改め，同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は，利用者が，第196条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には，前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう，第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第173条中「第37条」を「第34条の2，第36条の2」に，「第75条から第77条まで」を「第76条，第77条」に改め，同条後段中「中「第75条第2項」とあるのは「第173条において準用する第75条第2項」と，同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に，「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第185条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第196条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第186条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第186条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第187条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第187条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第192条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改め、同条後段中「中「第75条第2項」とあるのは「第192条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第196条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第196条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第196条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第196条の12及び第196条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第198条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第202条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第203条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第203条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第203条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第203条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第203条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第203条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第203条の21中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第203条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第203条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第204条第1項中「第164条第4項及び第5項」を「第164条第4項」に改め、

同条第2項中「第164条第1項第3号及び第6項」を「第164条第1項第3号及び第5項」に改める。

第16章中第205条の次に次の2条を加える。

第206条及び第207条 削除

第212条第1項前段中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第61条」を「第62条」に改め、「第72条まで」の次に「第76条」を、「第83条」の次に「第88条から第90条まで」を加え、「第94条」を「第92条から第94条まで」に改め、同項後段中「第212条第2項から第5項まで」を「第212条第1項」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第212条第2項から第5項までにおいて準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改め、「第212条第1項」との次に「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と」を加え、「第94条」を「第94条第1項」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第88条第4項」及び「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基

準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、 「、第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第14条第1項及び第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第41条の2（新条例第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第187条、第192条、第196条、第196条の12、第196条の20、第203条、第203条の11、第203条の22及び第212条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2（新条例第44条、第44条の4、第49条、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第187条、第192条、第196条、第196条の12、第196条の20、第203条、第203条の11、第203条の22及び第212条第1項において準用する場合を

む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項(新条例第44条、第44条の4、第49条、第123条、第196条の12及び第196条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第2項(新条例第95条の5、第110条、第110条の4、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第187条、第192条、第196条、第203条、第203条の11、第203条の22及び第212条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 令和4年3月31日までの間、新条例第36条の2第3項(新条例第44条、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第187条、第192条、第196条、第203条、第203条の11、第203条の22及び第212条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 7 号 議 案

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一
部改正)

第 1 条 岡山市指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 2 4 年市条例第 8 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「責任者を設置する等」を削り，「講ずるよう努めなければ」を「講
じなければ」に改める。

第 4 条第 1 項第 4 号中エを削り，オをエとする。

第 6 条第 1 項中「及びエ」を削り，同条第 2 項中「イ (イ) 及びオ」を「イ (イ) 及
びエ」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「平成 2 4 年市条例第 8 1 号」の次に「。第 3 5 条第 3 項において
「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加える。

第 2 6 条第 5 項中「いう」を「いい，テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下
「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うことができるものとする」に改める。

第 3 5 条の見出し中「支援」を「支援等」に改め，同条に次の 2 項を加える。

3 指定障害者支援施設等は，就労移行支援の提供に当たっては，利用者が，指定就労

定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第196条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第45条中「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第46条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第46条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加

が得られるよう連携に努めなければならない。

第49条第2項中「指定障害者支援施設等に」を「当該指定障害者支援施設等に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第51条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第58条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第58条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次

に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第58条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第46条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第49条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 令和4年3月31日までの間、新条例第52条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）の一部改正に伴い、指定障害者支援施設における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 8 号 議 案

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第25条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号）第196条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第56条及び第61条中「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第64条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第65条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第68条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第70条中「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第72条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第83条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第85条及び第88条中「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

- 第91条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第32条の2（新条例第50条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第50条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項及び第48条第2項（新条例第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

5 令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第50条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業者における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 3 9 号 議 案

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第84号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「イ（イ）及びオ」を「イ（イ）及びエ」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援

(岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第81号)第196条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第196条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和4年3月31日までの間、改正後の第3条第4項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間、改正後の第37条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、改正後の第39条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 令和4年3月31日までの間、改正後の第41条第3項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）の一部改正に伴い、障害者支援施設における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 0 号 議 案

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 4 節 運営に関する基準（第 2 7 2 条—第 2 7 8 条）」を「 第 4 節 運営に関する基準（第 2 7 2 条—第 2 7 8 条）」に改める。

第 1 4 章 雑則（第 2 7 9 条）

第 3 条第 4 項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め，同条中第 6 項を第 7 項とし，第 5 項を第 6 項とし，第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 指定居宅サービス事業者は，指定居宅サービスを提供するに当たっては，法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 3 2 条中第 4 項を第 5 項とし，第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 指定訪問介護事業者は，適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者

に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第58条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 指定訪問入浴介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

第59条第2項第4号中「次条において準用する第32条第1項」を「第58条の2第1項」に改める。

第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第64条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第5項及び第6項を除く。）」を加え、「から第6号までの規定」を「第3号、第5号及び第6号」に改める。

第87条第1項第5号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。）」を加える。

第97条第2項中「歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項第4号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第97条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第110条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第110条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第112条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第113条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおお

むね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第113条の2を第113条の3とし、第113条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第113条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第115条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改める。

第117条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第34条において」を「第34条第1項において」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第110条第3項」を「第110条第3項から第5項まで並びに第113条第2項第1号及び第3号」に、「第113条の2第4項」を「第113条の3第4項」に改める。

第137条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に、「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改める。

第146条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第148条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第110条第3項及び第4項」を「第110条第3項から第5項までの規定」に改める。

第150条第1項中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第6項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上は常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第8項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第153条第3項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「」及び「」という。）」を削る。

第170条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第4項中」を「から第5項まで並びに第113条第2項第1号及び第3号中」に改める。

第173条第5項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア中(エ)を削り、(オ)を(エ)とする。

第181条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第181条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第183条の3中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第34条第1項中」に改め、「同じ。)」と、」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「」及び「という。)」」を削り、「第110条第3項」を「第110条第3項から第5項まで並びに第113条第2項第1号及び第3号」に改める。

第185条第1項中「1人以上」を「1以上」に改める。

第190条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第4項」を「から第5項まで並びに第113条第2項第1号及び第3号」に改める。

第206条中「第27条」の次に「, 第32条の2」を, 「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え, 「第34条中」を「第32条の2第2項, 第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に, 「及び第4項」を「から第5項までの規定」に改め, 「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」との次に「, 第146条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と」を加える。

第216条第4項に後段として次のように加える。

その際, 当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は, 全ての短期入所療養介護従業者(看護師, 准看護師, 介護福祉士, 介護支援専門員, 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し, 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第216条中第5項を第6項とし, 第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は, 適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から, 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第228条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第235条第4項に後段として次のように加える。

その際, 指定特定施設入居者生活介護事業者は, 全ての特定施設従業者(看護師, 准看護師, 介護福祉士, 介護支援専門員, 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し, 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第235条中第5項を第6項とし, 第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は, 適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から, 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が

害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第239条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第11章第4節」との次に「、第113条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第250条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に改め、「第11章第5節第4款」との次に「、第113条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第262条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第263条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第259条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項並び

に第40条の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第267条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第5項及び第6項を除く。）」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第4節」を「前節」に改め、「第259条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「サービスの利用」と、」を「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、」に改める。

第278条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第259条」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第263条第2項」を「第263条第3項」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則

（電磁的記録等）

第279条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第42条の3、第47条、第60条、第64条、第81条、第91条、第100条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条（第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第206条（第218条において準用する場合を含む。）、第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。）及び第226条第1項（第250条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第40条の2(新条例第42条の3、第47条、第60条、第64条、第81条、第91条、第100条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条(新条例第183条において準用する場合を含む。)、第183条の3、第190条、第206条(新条例第218条において準用する場合を含む。)、第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第42条の3、第47条、第60条、第64条、第81条、第91条、第100条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条(新条例第183条において準用する場合を含む。)、第183条の3、第190条、第206条(新条例第218条において準用する場合を含む。)、第239条、第250条、第265条、第267条及び第278条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施

するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第42条の3、第47条、第60条、第64条、第81条、第91条、第100条及び第278条において準用する場合を含む。）、第113条第2項（新条例第117条、第137条、第170条（新条例第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第239条及び第250条において準用する場合を含む。）、第146条第2項（新条例第206条（新条例第218条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第262条第6項（新条例第267条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 令和6年3月31日までの間、新条例第58条の2第3項（新条例第64条において準用する場合を含む。）、第110条第3項（新条例第117条、第137条、第148条、第170条、第183条の3、第190条及び第206条において準用する場合を含む。）、第181条第4項、第216条第4項及び第235条第4項（新条例第250条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第 号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第5項の規定は、新条例第173条第5項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、一部改正条例附則第5項中「入所定員」とあるのは「利用定員」と、「新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項」とあるのは、「この条例による改正後の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第150条第1項第3号及び第181条第2項」と読み替えるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この

条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、この条例による改正前の岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第173条第5項第1号ア(エ)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)の一部改正に伴い、指定居宅サービス等における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 1 号 議 案

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 4 節 運営に関する基準（第 1 9 8 条—第 2 0 4 条）」を「 第 4 節 運営に関する基準（第 1 9 8 条—第 2 0 4 条）」に改める。

第 1 0 章 雑則（第 2 0 5 条）」

第 3 条第 5 項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め，同条中第 7 項を第 8 項とし，第 6 項を第 7 項とし，第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定地域密着型サービス事業者は，指定地域密着型サービスを提供するに当たっては，法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 6 条第 5 項第 1 号中「いう。」の次に「第 4 8 条第 4 項第 1 号及び」を加え，同項第 2 号中「いう」の次に「。第 4 8 条第 4 項第 2 号において同じ」を加え，同項第 3 号中「いう」の次に「。第 4 8 条第 4 項第 3 号において同じ」を加え，同項第 4 号中「いう」の次に「。第 4 8 条第 4 項第 4 号において同じ」を加え，同項第 5 号中「いう。」の次に「第 4 8 条第 4 項第 5 号，」を加え，同項第 6 号中「いう。」の次に「第 4 8 条第 4 項第

6号，」を加え，同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号，」を加え，同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第33条中第5項を第6項とし，第4項の次に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに，その結果について，定期巡回・随時対応型

訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第61条の17第1項及び第89条において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーター

は、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第58条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）」を、「との」の次に「密接な」を、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第58条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第59条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第61条中「第34条から」を「第33条の2から」に、「、第41条及び第42条」

を「及び第41条から第42条まで」に、「第34条第1項及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第61条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第61条の13中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第61条の15中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第61条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第61条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第61条の20中「第29条」の次に「, 第33条の2」を、「第39条まで」の次に「, 第41条の2」を、「規定する重要事項に関する規程」と, 」の次に「同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え, 「第35条中」を「第35条第1項中」に, 「, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と, 第55条」を「, 第55条」に改める。

第61条の20の3中「, 第29条」の次に「, 第33条の2」を, 「第39条まで」の次に「, 第41条の2」を加え, 「第35条に」を「第35条第1項に」に, 「第35条中」を「第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に, 「第61条の10第5項並びに」を「第61条の10第5項, 」に, 「及び第4項」を「から第5項まで並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第61条の36第1項中「管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第61条の38中「第29条」の次に「, 第33条の2」を, 「第39条まで」の次に「, 第41条の2」を, 「において」の次に「, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え, 「第35条中」を「第35条第1項中」に改め, 「, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り, 「第61条の13第3項」の次に「から第5項まで並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第66条第1項中「又は施設」の次に「(第68条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第67条第2項中「第84条第7項」の次に「, 第112条第9項」を加える。

第68条第1項に後段として次のように加える。

なお, 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は, 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し, かつ, 同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第82条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を、「規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第55条」を「第55条」に改め、「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」の次に「、第61条の13第3項から第5項まで並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を加える。

「第4章 小規模多機能型居宅介護」を「第5章 小規模多機能型居宅介護」に改める。

第84条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第85条第3項中「第113条第2項」を「第113条第3項」に改める。

第89条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第103条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、本市が認めた日から本市の介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する本市の介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（本市が次期の本市の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の本市の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの

利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第110条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に、「及び第4項」を「から第5項まで並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第112条第1項中「）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第112条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）

については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第113条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第115条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第119条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第123条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第125条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第125条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第130条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から

第42条まで」に改め、「規定する重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11」を「第61条の11」に改め、「第6章第4節」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第140条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第148条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第148条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第151条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第153条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第153条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第153条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号まで及び同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第159条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第160条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。）」を加える。

第165条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^{くう}口腔衛生の管理）

第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第171条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有

する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第171条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第173条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第177条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第179条中「第29条」の次に「, 第33条の2」を、「第39条」の次に「, 第41条の2」を、「規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項, 第33条の2第2項, 第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に改める。

第182条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし, 15人を超えないものとする」に改め, 同ア(オ)を削る。

第184条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第189条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師, 准看護師, 介護福祉士, 介護支援専門員, 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な

研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第191条中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条」の次に「、第41条の2」を、「規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に改める。

第193条第11項中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第204条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」を加え、「第35条中」を「第35条第1項中」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に、「及び第4項」を「から第5項まで並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第61条、

第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項及び第41条の2（新条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2（新条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規

定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第61条において準用する場合を含む。）及び第61条の16第2項（新条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 令和6年3月31日までの間、新条例第61条の13第3項（新条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条及び第204条において準用する場合を含む。）、第125条第3項、第148条第4項、第171条第3項及び第189条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第 号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第5項の規定は、新条例第182条第1項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、一部改正条例附則第5項中「入所定員」とあるのは「入居定員」と、「新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項」とあるのは「この条例による改正後の岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第153条第1項第3号ア及び第189条第2項」と読み替えるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第182条第1項第1号ア（オ）の規定の要件を満たしてい

る居室については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 令和6年3月31日までの間、新条例第165条の2（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 令和6年3月31日までの間、新条例第165条の3（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 令和3年9月30日までの間、新条例第177条第1項（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 令和6年3月31日までの間、新条例第173条第2項第3号（新条例第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 2 号 議 案

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 2 6 年市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第 3 3 条)」を「第 5 章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第 3 3 条)に改める。
第 6 章 雑則(第 3 4 条)」

第 3 条第 4 項を削る。

第 4 条に次の 2 項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護，通所介護，福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合，前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第16条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費，特例居宅介護サービス費，地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第22条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。))及び第16条第24号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、

同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、改正後」とあるのは「、令和3年3月31日までに介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における改正後の第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、改正後」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を改正後の第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の岡山市指定居宅介護支援

等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 3 号 議 案

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年市条例第87号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」を
「第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」
に改める。

第7章 雑則（第56条）

第3条第3項を削る。

第4条中第5項を第7項とし，第4項を第6項とし，第3項の次に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置
する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置
を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は，指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては，法第
118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切か
つ有効に実施するよう努めなければならない。

第5条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え，同条第4項ただし書を次
のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第10項中「指定地域密着型サービス基準条例」を「岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。）」を加える。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する

ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（オ）を削る。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること

を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第28条まで」の次に「第30条の2」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第4項、第41条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 5 当分の間、新条例第46条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号ア（オ）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 7 令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 8 令和6年3月31日までの間、新条例第22条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 令和3年9月30日までの間、新条例第41条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

10 令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 4 号 議 案

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 8 8 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 3 節 運営に関する基準（第 4 7 条—第 5 5 条）」を「 第 3 節 運営に関する基準（第 4 7 条—第 5 5 条）」に改める。

第 7 章 雑則（第 5 6 条）

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条中第 4 項を第 6 項とし，第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 介護老人保健施設は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は，介護保健施設サービスを提供するに当たっては，法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 5 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え，同条第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第21条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第21条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第31条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第31条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第36条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ

電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第21条」を「第21条の3」に改め、「第29条まで」の次に「、第31条の2」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第14条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第4項、第41条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは

「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第31条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 5 令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 6 令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 7 令和3年9月30日までの間、新条例第41条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 8 令和6年3月31日までの間、新条例第34条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）の一部改正に伴い、介護老人保健施設における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 5 号 議 案

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
24年市条例第89号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第48条—第56条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第48条—第56条）
第7章 雑則（第57条）
」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条中第4項を第6項とし，第3項の次に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は，入院患者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を
設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の
措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は，指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては，法
第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切
かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項第1号中「，薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め，同項中第5号
を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第5条第3項中「。以下「旧令」という。」を削り、同項第1号中「，薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

第5条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第8項中「第1項第5号，第3項第6号」を「第1項第6号，第3項第7号」に改める。

第18条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第19条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。）」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第21条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（^く口腔衛生の管理）

第21条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養

型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第2項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(オ)を削り、同条第4項中「第1項第1号イ」を「第2項第1号イ」に改める。

第46条第2項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(オ)を

削る。

第47条第2項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(オ)を削る。

第49条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第54条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第54条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第56条中「第21条」を「第21条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第57条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第56条において準用する場合を含む。))及び第15条第1項(第56条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的

方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第10条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第4項、第40条の2(新条例第56条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第56条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第54条第4項の規定の適

用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

5 岡山市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第 号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第5項の規定は，新条例第45条第2項第1号ア（イ），第46条第2項第1号ア（イ）及び第47条第2項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において，一部改正条例附則第5項中「入所定員」とあるのは「入院患者の定員」と，「新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項」とあるのは「この条例による改正後の岡山市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項第2号及び第3号，第2項第2号及び第3号並びに第3項2号及び第3号，附則第2条第2号，附則第3条，附則第9条，附則第10条第2号及び第3号並びに第54条第2項」と読み替えるものとする。

6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み，この条例の施行の後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であつて，改正前の第45条第2項第1号ア（オ），第46条第2項第1号ア（オ）及び第47条第2項第1号ア（オ）の規定の要件を満たしている病室については，なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

7 令和6年3月31日までの間，新条例第21条の2（新条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，この規定中「行わなければ」とあるのは，「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

8 令和6年3月31日までの間，新条例第21条の3（新条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，この規定中「行わなければ」とあるのは，「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 令和3年9月30日までの間，新条例第40条第1項（新条例第56条において準用

する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

10 令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第56条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 6 号 議 案

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」を「 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」に改める。
第7章 雑則（第56条）

第3条第2項を削る。

第4条中第4項を第6項とし，第3項の次に次の2項を加える。

4 介護医療院は，入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は，介護医療院サービスを提供するに当たっては，法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え，同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。)」を加える。

第21条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第21条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第21条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第30条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第31条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第31条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 介護医療院は、定期的に行う業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第34条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第36条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うとともに、その

結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第21条」を「第21条の3」に改め、「第29条まで」の次に「第31条の2」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第55条において準用する場合を含む。）及び第14条第1項（第55条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第6条中「又は病床を有する診療所」及び「又は当該診療所の病床」を削り、「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の2 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第6条第2項第3号又は第46条第2項第2号の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、次のとおりとする。

- (1) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (2) 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市介護医療院の人員、施

設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第4項、第41条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第31条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 5 令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 6 令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 7 令和3年9月30日までの間、新条例第41条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講ずるとともに、次の第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 8 令和6年3月31日までの間、新条例第34条第2項第3号（新条例第55条におい

て準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施するよう努めるものとする。

提案理由

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正に伴い、介護医療院における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 7 号 議 案

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4
年市条例第 9 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 2 6 7 条—
第 2 6 9 条）」を 「 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 2
第 1 4 章 雑則（第 2 7 0 条）
6 7 条—第 2 6 9 条）
に改める。
」

第 3 条第 4 項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め，同条中第 6 項
を第 7 項とし，第 5 項を第 6 項とし，第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 指定介護予防サービス事業者は，指定介護予防サービスを提供するに当たっては，法
第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切

かつ有効に行うよう努めなければならない。

第49条の見出し中「従業員」を「従業者」に改める。

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため

めの対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対

し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第74条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第74条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の計画的な人材育成に努めなければならない。

第76条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第86条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「第69条及び第74条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備及び備品等」との次に「第74条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。

第88条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。)」を加

える。

第95条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「第69条及び74条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「設備及び備品等」との次に「第74条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第97条第2項中「歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第97条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利

用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。
第124条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第124条の2中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第124条の4中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第125条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリ

テーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第127条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第133条第1項中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「社会福祉法」の次に「（昭和26年法律第45号）」を加え、同条第6項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第8項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第143条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第146条中「第55条の4から第55条の11」を「第55条の2の2、第55条の

4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」に、「第55条の4中」を「第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第9章第4節及び第5節」と、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第9章第4節及び第5節」と」を削り、「及び第4項」を「から第5項までの規定」に改める。

第157条第5項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア中（エ）を削り、（オ）を（エ）とする。

第161条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第161条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第168条の3中「第55条の4から第55条の11」を「第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」に、「第55条の4中」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第55条の4第1項中」に改め、「第55条」とあるのは「第168条の3において準用する第142条」と、」の次に「同項並びに第55条の1

0の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「」及び「という。）」を削り、「及び第4項」を「から第5項までの規定」に、「及び第141条」を「第141条並びに第143条の2第2項第1号及び第3号」に改める。

第170条第1項中「1人以上」を「1以上」に改める。

第175条中「第55条の4から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の8第5項及び第6項並びに第55条の9第2項を除く。）」に、「第55条の4中」を「第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第9章第8節」と、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第9章第8節」と」を削り、「及び第4項」を「から第5項までの規定」に改める。

第185条中「第54条、」の次に「第55条の2の2、」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「第55条の4中」を「第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第10章第4節及び第5節」と、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の4第1項中」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第10章第4節及び第5節」と」を削り、「及び第4項」を「から第5項まで並びに第125条第2項第1号及び第3号」に改める。

第198条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に

対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第198条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第215条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第217条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第217条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第221条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「及び第55条の4」を「、第55条の2の2第2項、第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、「第5節」との次に「、第143条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第238条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11ま

で」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4中」を「第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第11章第6節第4款及び第5款」と、第55条の4第1項中」に、「第54条第2項中「この節及び次節」とあるのは「第11章第6節第4款及び第5款」を「第143条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」に、「までの規定中」を「まで及び第5項中」に改める。

第249条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第250条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第252条中「第54条、」の次に「第55条の2の2、」を加え、「及び第2項」を「第2項及び第4項」に、「第51条の2中」を「第51条の2第1項中」に改め、「第246条」と、」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第257条中「第55条の5から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項

を除く。)、第55条の9から第55条の11まで」を「第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで(第55条の8第5項及び第6項を除く。)」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第51条の2中」を「第51条の2第1項中」に改め、「第246条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービスの利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「同条第3項から第7項」を「同項第3号から第7号」に改める。

第266条中「第54条、」の次に「第55条の2の2、」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第246条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第250条第2項」を「第250条第3項」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第270条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第76条、第86条、第95条、第127条、第146条(第163条において準用する場合を含む。))、第168条の3、第175条、第185条(第200条において準用する場合を含む。))、第221条、第238条、第252条、第257条及び第266条において準用する場合を含む。)及び第213条第1項(第238条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第55条の10の2(新条例第63条、第76条、第86条、第95条、第127条、第146条(新条例第163条において準用する場合を含む。)、第168条の3、第175条、第185条(新条例第200条において準用する場合を含む。))、第221条、第238条、第252条、第257条及び第266条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第63条、第76条、第86条、第95条、第127条、第146条(新条例第163条において準用する場合を含む。))、第168条の3、第175条、第185条(新条例第200条において準用する場合を含む。))、第221条、第238条、第252条、第257条及び第266条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項（新条例第63条、第76条、第86条、第95条及び第266条において準用する場合を含む。）、第125条第2項（新条例第185条（新条例第200条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第143条の2第2項（新条例第163条、第168条の3、第175条、第221条及び第238条において準用する場合を含む。）及び第249条第6項（新条例257条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第124条の2第3項（新条例第146条、第168条の3、第175条及び第185条において準用する場合を含む。）、第161条第4項、第198条及び第217条（新条例第238条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和3年市条例第 号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第5項の規定は、新条例第157条第5項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、一部改正条例附則第5項中「入所定員」とあるのは「利用定員」と、「新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項」とあるのは「第133条第1項第3号及び第161条第2項」と読み替えるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この条例による改正前の岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第157条第5項第1号ア（エ）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35
号）の一部改正に伴い，指定介護予防サービス事業者における業務継続計画の策定の義務，
虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため，本条例の一部を改正しようとする
ものである。

甲 第 4 8 号 議 案

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 8 8 条—第 9 1 条）」を「 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 8 8 条—第 9 1 条）」を第 5 章 雑則（第 9 2 条）に改める。」

第 3 条第 4 項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め，同条中第 6 項を第 7 項とし，第 5 項を第 6 項とし，第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は，指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては，法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要

な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第45条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施

しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

- 第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定

期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。)」を加える。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下)」の次に「この章において」を加える。

第46条第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改める。

第50条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると本市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、本市が認めた日から本市の介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する本市の介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(本市が次期の本市の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護

予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の本市の介護保険事業計画の終期まで) に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第66条中「第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「から第37条まで、第38条(第4項を除く。)」を削り、「第40条まで」の次に「(第38条第4項を除く。)」を加え、「第33条」を「第33条第1項」に改める。

第72条第1項中「)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第72条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支

援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第75条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第79条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第80条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第82条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第82条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第87条中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条第5項を除く。）」に改め、「規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第

1号及び第3号中」を加え、「第33条中」を「第33条第1項中」に、「「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第88条第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第38条の2（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項（新条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 4 9 号 議 案

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次
のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年市条例第 3 2
号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 3 5 条）」を
「第 6 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 3 5 条）
第 7 章 雑則（第 3 6 条）」に改める。

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定め
る責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実
施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 1 1 8

条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第21条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延

の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。）」を加える。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項

に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の岡山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第5項及び第29条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者における業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 0 号 議 案

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 4 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第 1 3 条の 2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけ

ればならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条第2項中「地域活動支援センターに」を「当該地域活動支援センターに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第18条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 令和4年3月31日までの間、改正後の第2条第5項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 令和6年3月31日までの間、改正後の第14条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 令和6年3月31日までの間、改正後の第15条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援セ

センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）の一部改正に伴い、地域活動支援センターにおける業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 1 号 議 案

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 5 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（勤務体制の確保等）

第 1 1 条の 2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条第2項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第17条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第16条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講

じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 令和4年3月31日までの間、改正後の第2条第5項及び第17条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 令和6年3月31日までの間、改正後の第12条の2の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）
- 4 令和6年3月31日までの間、改正後の第13条第2項の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）の一部改正に伴い、福祉ホームにおける業務継続計画の策定の義務、虐待の防止のための措置を講ずる義務等を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 2 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の保育所等との連携に関する基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 3 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 2 条第 4 項中「特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 4 2 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の特定教育・保育施設等との連携に関する基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 4 号 議 案

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立認定こども園条例の一部を改正する条例

岡山市立認定こども園条例（平成 2 7 年市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表岡山市岡南認定こども園の項の次に次のように加える。

岡山市陵南認定こども園 岡山市北区東花尻 2 6 6 番地 1

第 4 条の表岡山市千種認定こども園の項中「瀬戸町万富 6 3 9 番地 1」を「瀬戸町鍛冶屋 1 7 8 番地 1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山市立学校条例の一部改正）

2 岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立陵南幼稚園の項を削る。

提案理由

岡山市陵南認定こども園を設置するとともに、岡山市千種認定こども園の位置を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 5 号 議 案

岡山市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市立学校条例の一部を改正する条例

岡山市立学校条例（昭和 3 9 年市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号の表岡山市立古都幼稚園の項及び岡山市立浮田幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市立古都幼稚園及び岡山市立浮田幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 6 号 議 案

岡山市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市環境影響評価条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市環境影響評価条例の一部を改正する条例

岡山市環境影響評価条例（平成30年市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第14号中「第13号」を「前号」に改める。

第8条第3項中「，送付する」を「送付する」に改める。

第9条の見出し中「提出」を「作成」に改める。

第11条第2項中「当該引継ぎ後の事業者」を「新たに事業者となった者」に改める。

第16条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第1項第1号中「第12条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改める。

第24条第1項第1号中「第12条第1項第1号」を「第9条第1項第1号」に改める。

第27条第1項第1号中「第28条」を「次条」に改める。

第31条第2項中「事業者は、第28条の規定による公告を行ってから第39条の規定による公告を行うまでの間に、第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において」を「第28条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更して事業を実施しようとする者は」に改める。

第35条中「事業者」を「第28条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が対象事業の実施前に当該対象事業を他の者に引き継いだ場合には、当該対象事業を引き継いだ者）」に改める。

第36条中「事業者」を「前条の事業者」に改める。

第37条中「事業者」を「第35条の事業者」に改める。

第38条の見出しを「（報告書の作成等）」に改め、同条第1項中「第28条の規定による公告を行った事業者（当該事業者が対象事業の実施前に当該対象事業を他の者に引き継いだ場合には、当該対象事業を引き継いだ者）」を「第35条の事業者」に改め、同項第1号中「事業者」を「第35条の事業者」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「第35条の」に、「当該管理者」を「当該管理者等」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「第35条の」に改める。

第39条及び第40条第3項中「事業者」を「第35条の事業者」に改める。

第41条第1項各号列記以外の部分中「事業者」を「第35条の事業者」に改め、同項第1号中「第38条第1項各号」を「第38条第1項第1号」に改め、同項第3号中「事業者」を「第35条の事業者」に改める。

第42条第1項中「事業者」を「第35条の事業者」に改める。

第43条の見出し中「事業者の」を削り、同条中「事業者」を「第35条の事業者」に改める。

第47条第1項中「法」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

環境影響評価書公告後の事業内容の変更の届出義務を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 7 号 議 案

岡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市屋外広告物条例の一部を改正する条例

岡山市屋外広告物条例（平成7年市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「第3章」を「第4章」に改める。

第8条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

7 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示するはり紙，はり札等，広告旗又は立看板等で，規則で定める基準に適合するものについては，前条の規定は，適用しない。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし，規則で定めるものについては，3年を限度として許可することができる。

第16条第1項中「（昭和23年法律第194号）」を削る。

第17条中「又は」を「若しくは」に改め，「管理する者」の次に「（以下「広告物の表示者等」という。）又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）」を，「補修」の次に「，除却」を加える。

第20条を次のように改める。

（点検義務）

第20条 広告物の表示者等又は広告物の所有者等は，当該広告物又は掲出物件について，規則で定めるところにより，倒壊又は落下のおそれの有無その他の安全性を点検し，その結果を保管しなければならない。

2 広告物の表示者等又は広告物の所有者等は、規則で定める広告物又は掲出物件について、法第10条第2項第3号イに掲げる者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

3 第11条第1項の許可を受けようとする者又は表示し、若しくは設置した日から1年以上の期間を経過した広告物若しくは掲出物件について第7条第1項若しくは第8条第3項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、第1項又は前項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

第38条第3号中「及び第5項第1号」を「、第5項第1号及び第7項」に改める。

第40条第1項第3号中「の規定又は」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第6号の改正規定は公布の日から、第20条の改正規定及び次項の規定は令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第20条の改正規定の施行の際現に改正前の岡山市屋外広告物条例の規定により許可を受けて表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件に係る点検及び報告については、令和5年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。

(岡山市景観条例の一部改正)

3 岡山市景観条例（平成19年市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第31条第18号中「及び第5項第1号」を「、第5項第1号及び第7項」に改める。

提案理由

有資格者による屋外広告物の安全点検を義務付けることにより、屋外広告物の安全管理を強化する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 8 号 議 案

岡山市公園条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市公園条例の一部を改正する条例

岡山市公園条例（昭和 3 5 年市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 2 項を次のように改める。

- 2 法第 6 条第 1 項の規定により公園を占用する場合（第 4 条第 1 項各号に掲げる行為に伴う場合を含む。）

種別	金額
法第 7 条第 1 項各号に掲げる工作物 その他の物件又は施設	岡山市道路占用料徴収条例（昭和 2 8 年市条例第 2 5 号）別表に規定する額
都市公園法施行令第 1 2 条第 3 項各号に掲げる社会福祉施設	岡山市財産条例（昭和 3 9 年市条例第 2 7 号）別表第 1 に規定する額

別表第 4 第 3 項中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項各号」に改める。

別表第 6 公園施設以外の施設の項中「（昭和 2 8 年市条例第 2 5 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

都市公園法の一部改正に伴い、保育所その他の社会福祉施設を設けて都市公園を占用する場合の使用料等の額を定める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 5 9 号 議 案

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童遊園地条例の一部を改正する条例

岡山市児童遊園地条例（昭和 4 8 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

西市第 9 遊園地	岡山市南区西市
桑野第 3 遊園地	岡山市中区桑野
江並第 1 3 遊園地	岡山市中区江並
湊第 1 1 遊園地	岡山市中区湊
久保第 2 遊園地	岡山市東区久保
米倉第 4 遊園地	岡山市南区米倉
小山 6 号遊園地	岡山市北区小山
西大寺東三丁目第 3 遊園地	岡山市東区西大寺東三丁目
大和町二丁目遊園地	岡山市北区大和町二丁目
平野第 1 4 遊園地	岡山市北区平野
海吉第 9 遊園地	岡山市中区海吉
白石第 1 遊園地	岡山市北区白石

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西市第9遊園地ほか11遊園地を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 0 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号イ（イ）中 f を g とし， c から e までを d から f までとし，同（イ） b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め，同（イ）中 b を c とし， a の次に次のように加える。

b 300平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの 16,000円

第12条第1項第1号ウ及びエ中「f」を「g」に改め，同項第2号イ（イ）中 f を g とし， c から e までを d から f までとし，同（イ） b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め，同（イ）中 b を c とし， a の次に次のように加える。

b 300平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの 134,000円

第12条第1項第2号ウ（イ） a から f まで以外の部分中「f」を「g」に改め，同（イ）中 f を g とし， c から e までを d から f までとし，同（イ） b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め，同（イ）中 b を c とし， a の次に次のように加える。

b 300平方メートルを超え，1,000平方メートル以内のもの 158,000円

第12条第1項第2号エ中「f」を「g」に改める。

第13条第1項第1号中「係る部分」の次に「及び当該増築又は改築に係る部分以外の部分のうち申請書において一次エネルギー消費量を算出している部分」を加え、同号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア(ア)中「38,500円」を「27,100円」に改め、同ア(イ)中「44,000円」を「31,600円」に改め、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 38,500円

(イ) 標準入力法等による場合 44,000円

第13条第1項第2号中「係る部分」の次に「及び当該建築又は改築に係る部分以外の部分のうち申請書において一次エネルギー消費量を算出している部分」を加え、同号ア中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ア(ア)中「149,000円」を「113,000円」に改め、同ア(イ)中「378,000円」を「292,000円」に改め、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 149,000円

(イ) 標準入力法等による場合 378,000円

第14条第1項各号列記以外の部分中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項第1号中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

第14条第1項第1号エ中「(カ)」を「(キ)」とし、同項第2号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 115,000円

b 標準入力法等による場合 296,000円

第14条第1項第2号エを次のように改める。

エ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 非住宅部分についてモデル建物法（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。）による場合 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合算しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）の区分に応じたイ（ア）から（エ）までに定める額と非住宅部分の床面積に応じたウ（ア）から（キ）までのaに定める額を合算した額

(イ) 非住宅部分について標準入力法等（基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。）による場合 住宅部分の床面積の区分に応じたイ（ア）から（エ）までに定める額と非住宅部分の床面積に応じたウ（ア）から（キ）までのbに定める額を合算した額

第14条第2項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第3項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第32条」を「第37条」に改め、同項第1号中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同条第4項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同条第5項中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、同項第1号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
第14条第5項第1号エ中「(カ)」を「(キ)」に改め、同項第2号ア(ア) a中
「第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準」及び「第1条第1項第2号イ
(2)(i)及び同号ロ(2)の基準」を「に定める基準のうち規則で定めるもの」に改
め、同号イ(ア) a中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準」を
「に定める基準のうち規則で定めるもの」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)
から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同ウ(イ)中「300平方メートル」を
「1,000平方メートル」に改め、同ウ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のよう
に加える。

- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる区分
に応じ、それぞれ次に定める額
- a モデル建物法による場合 115,000円
 - b 標準入力法等による場合 296,000円

第14条第5項第2号エを次のように改める。

エ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 住宅部分について仕様基準又はフロア入力法により、非住宅部分についてモデル
建物法(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)
による場合 住宅部分の床面積(共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない
方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以
下同じ。)の区分に応じイ(ア)から(エ)までのaに定める額と非住宅部分の
床面積の区分に応じウ(ア)から(キ)までのaに定める額を合算した額
- (イ) 住宅部分について仕様基準又はフロア入力法により、非住宅部分について標準
入力法等(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)
による場合 住宅部分の床面積の区分に応じイ(ア)から(エ)までのaに定め
る額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ(ア)から(キ)までのbに定める額
を合算した額
- (ウ) 住宅部分について性能基準(基準省令に定める基準のうち規則で定めるものを
いう。以下同じ。)により、非住宅部分についてモデル建物法による場合 住宅

部分の床面積の区分に応じイ（ア）から（エ）までのbに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までのaに定める額を合算した額
(エ) 住宅部分について性能基準により，非住宅部分について標準入力法等による場合 住宅部分の床面積の区分に応じイ（ア）から（エ）までのbに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じウ（ア）から（キ）までのbに定める額を合算した額

附 則

この条例は，令和3年4月1日から施行し，改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は，同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い，建築物エネルギー消費性能適合判定等に係る審査手数料の額を改める等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 6 1 号 議 案

岡山市教育研究研修センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市教育研究研修センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日 提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市教育研究研修センター設置条例の一部を改正する条例
岡山市教育研究研修センター設置条例（昭和 6 2 年市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 情報機器等の整備及び情報教育に関すること。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山市教育研究研修センターの事業を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 104 号 議 案

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和27年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 105 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和 36 年市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市国民健康保険条例の規定は、令和 3 年 2 月 13 日から適用する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。